

NO. 14

発行日 : 2013年7月3日

原発事故被災者 相双の会

連絡先

國分富夫(会長代行)

住所

〒965-0013 会津若松市堤町6-12

電話 090(2364)3613

メール

kokubunpi-su@hotmail.co.jp

事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133(浪江)

坂上義博 090-1067-7265(大熊)

板倉好幸 090-9534-5657(南相馬)

小出裕章さんの講演会 1000人近い方が真剣に聞き入る



6月22日、南相馬市で開催された、小出裕章さんの「原発いらない 放射能から市民を守る講演会」には1000名近い人が参加しました。

白川淳実行委員長のあいさつ、桜井南相馬市長のビデオメッセージの後、小出さんが1時間余講演をしました。小出さんは「もっと早く来たかった。今日ここに立って被災者の皆さんとお話できるのをとてもありがたく思います」と切り出し、「自分の職場である京大原子炉実験所の放射線管理区域では飲食はできないし厳重に出入りを制限されている。体を完全に除染しないと外にも出られない。しかし皆さんは実験

所よりもっと線量の高いところで暮らしている。この会場もそうだ」と語りかけると会場は静まり返りました。「皆さんは健康を選ぶか生活を選ぶかと迫られている。ほんとは避難してほしいがそれもできず困っておられる。せめて子どもだけでも守る方法を考えよう。こんな被害をどうやって計るかは思いもよらない。せめて金銭に換算できるものは賠償請求をして東電に責任をとらせるべきだ。被害者がなき寝入りすれば、また加害者が悪いことをする。」

会場からは「使用済み燃料プールは大丈夫か」「除染のいい加減さ」「いつ廃炉できるか」「飲料水は安全か」「行政は帰還ばかり進める」など質問が相次ぎ、小出さんは丁寧に答えてくれました。

最後に、國分富夫から、損害裁判を7月17日から開始することを報告、一人で悩まず話し合い行動に移そうと呼びかけ閉会しました。

参加者の皆さん、南相馬の2000戸の仮設住宅訪問など集会成功のために努力された実行委員の皆さん、ご苦労様でした。

なお、小出さんからすぐ集会の感想文が送られてきました(2頁)。また参加者アンケートに記載された意見も、本号から順次紹介します(3頁～)。

南相馬を訪ねて—放射能が見えればいい…

2013年6月26日 小出裕章

よく、放射能は五感に感じられないと言われます。もともと「放射能」とは放射線を出す能力を表す言葉ですが、日本ではその能力を持った物質、つまり「放射性物質」をさすために、「放射能」という言葉が使われます。「放射性物質」は、その名が示す通り物質です。物質である以上、形もあれば、重さもあります。本当であれば、目で見、手で触り、味わったり、匂いを感じたりできるものです。

しかし、もし人間が五感に感じられるほどに放射性物質が存在していると、人間は死んでしまいます。たとえば、福島第一原子力発電所の事故で大気中の放出したと言われているセシウム137の量は、日本政府によれば 1.6×10^{16} 乗ベクレルです。1兆6000億ベクレルの、そのまた1万倍です。大変龐大な数字だと思われるでしょうが、重量にすれば、わずか5kgに過ぎません。それが、日本という国から見ればありがたいことに、ほとんどは太平洋に飛びました。日本の国土に降り積もったセシウム137はおそらく先の数字の1割から2割に過ぎません。つまり重量にすれば、1kgにも満たないものなのです。そのたった1kgにも満たないセシウム137が、今現在の東北地方、関東地方の龐大な汚染を生んでいるのです！

もちろん目で見ること、感じることもできません。しかし、海岸沿いのごく一部を除けば、南相馬市はほぼ全域が放射線管理区域に指定しなければいけない汚染を受けています。

放射線管理区域には一般の方々には立ち入ることが許されません。私の様な放射線業務従事者と呼ばれるごく特殊な人間だけが立ち入ることのできる場ですが、その私にしてもその場に入ったから最後、水すら飲むことが許されない場なのです。

日本政府は、今は「緊急時」だとして、そんな場に人々を棄てました今現在も、人々はごく普通にその場で毎日の生活を送っています。私も南相馬で、ごく普通に昼食を食べ、夜には、ビールや日本酒を飲みながら美味しい食べ物を食べました。でも、そうしながら思いました。ここは本当なら、普通の人はいはいけない場で、私だって、水すら飲んでいけない場なのだ…と。そこに子どもたちも含めて生きている現状を何とか解消したいと願いますが、私にはその力もありません。放射能が目に見えれば、もっと皆さん気づくのにと、思いました。

せめて、こんな「緊急時」を生んだ責任のある人たちにきちんと責任を取らせたいと私は願います。



奥会津の花「ひめさゆり」が満開です



6. 22 集会会場アンケートから (記入された意見は膨大なので本号 以降順次紹介します。)

1. 悩み事は何ですか 複数でも可。以下同。

- | | |
|--------------------|----|
| ①家族が離ればなれ | 46 |
| ②生活再建の展望がない | |
| A 移住するか帰還するか悩む | 40 |
| B 仕事が定まらない | 15 |
| C 移住するための経済的な条件がない | 37 |
| D その他 | 1 |
| ③子どもの教育 | 22 |
| ④子どもの健康 | 49 |
| ⑤仮設の住環境 | 16 |
| ⑥高齢者の介護 | 33 |
| ⑦損害賠償問題 | 75 |
| ⑧避難や賠償にともなう人間関係 | 37 |

2. 設問1で「損害賠償問題」と答えられた方に

- ① まだ何も請求していない方 その理由
- | | | | |
|--------------------|----|------------|---|
| A 手続きがわからない | 2 | B 手続きがめんどろ | 1 |
| C 東電の対応が不親切でいやになった | 13 | | |
| D 周囲への気兼ね | | | |

② 東電と交渉した その結果

- | | | | |
|-----------|----|---------|----|
| A 交渉中 | 8 | B 支払い済み | 9 |
| C 一部支払い済み | 32 | D 交渉不調 | 11 |

③ ADRに申し立てた その結果

- | | | | |
|----------|----|---------|---|
| A 仲裁中 | 11 | B 和解成立 | 2 |
| C 一部だけ成立 | 5 | D 和解できず | 3 |

④ 今後 ADRに和解申し立てしたい

⑤ 今後 裁判をおこしたい

3. 設問1で「避難や賠償に伴う人間関係」と 答えられた方に

- | | |
|----------------------|----|
| ①子どもが差別された | 5 |
| ②賠償金もらって遊んでいるように言われた | 18 |
| ③帰還しないのはわがままと言われた | 14 |
| ④車を壊されたり落書きをされた | 8 |

4. 除染について

- | | |
|-----------|----|
| ① 期待している | 39 |
| ② 期待していない | 63 |

5. 今国会で成立した時効撤廃の「特例法案」 では、損害賠償請求の「時効」は「ADR に仲裁申したてをしている場合は、仲裁が 不調になってから一ヶ月以内に裁判を提 訴すれば、三年という時効は適用されな い」ことになっています。このことを

- | | | | |
|---------|----|--------|----|
| ① 知っている | 54 | ② 知らない | 63 |
|---------|----|--------|----|

6. 小出先生の講演

- | | |
|-----------|-----|
| ① とてもよかった | 130 |
| ② むづかしかった | 1 |

7. 相双の会にのぞむこと

- | | |
|------------------------------|----|
| ① 今後連絡をとりあいたい。 | 15 |
| ② 損害賠償問題で信頼できる弁護士の話を聞
きたい | 20 |

アンケートに記入された意見

悩み事

「3.11以降家族がバラバラ、気持ちも同様。うつ病になった娘(孫)、子供達が心配。以前のにぎやかな、なごやかな家族関係が全くできない。孫の成長と共に心身の事、経済的不安が大きい。なによりも原発はもういらぬ！首長がなににも訴えないのなら東電は動かないし現状のままでいいと判断すると、東電の方からの答えでした。首長は人々の安全安心をしっかりと訴えてほしいと思います！！」

「自宅周辺の自然のものを安心して食べれない。私は農家だが、自宅農産物を贈り物として使えない」(61歳 男)

「二男夫婦が避難して2年後に離婚。それこそ原発さえなかったらと思っています」(68歳 女)

避難や賠償に伴う人間関係の悩み事

「仮設住宅の車 5 台のタイヤをパンクさせられた」(女)

「どこから来たのかと聞かれたので福島から来たと言うと、避難民かと言われガッカリした」(59 歳 男)

「新潟に避難したが、それにやさしく対応していただいたが、それなりに哀れになってしまい、2 か月で帰ってきました」。

「わからないのではないが、管理区域の様などころとはよく判るが、どこにも行けないのです。困りました」(76 歳 男)

「これからの私達はどうすべきだろうか？ この先も南相馬で生きていくためには、何をすべきだろうか。その辺のところあまりよくわからない、その辺の説明がほしかった。ただ避難した方がいいと云うのではわからない」

小出先生の講演を聴いて

「相馬市在住のため避難を考えていなかったが、講話を聞いて危険性を感じ、子や孫への負担を少なくする方策を考えたい」(60 歳 女)

除染について

「国は除染を理由に居住するのが難しい場所へ帰そうとしている。それに乗っかっている町、県も悪い。業者のお金儲けぐらいにしか考えていない」(女)

損害賠償避難者訴訟、7.17 いよいよ第 2 次提訴へ

7 月 1 日に「避難者訴訟第 2 次原告団結団式」がいわきで持たれました。提訴が遅れ関係者がヤキモキしていましたが、昨年 12 月 3 日に提訴した第 1 次原告団と併合審理（同時進行）で一緒の判決とします。年内くらいは、新たに提訴に加わりたい方は第 3 次、第 4 次として併合しますから、昨年末提訴した第 1 次より遅れることはありません。

弁護士から、原告団が拡大してゆけば、①被害の大きさが体現され裁判所に感銘を与える②賠償基準のいい加減さ、限界をはっきりさせる（完全賠償と生活再建には訴訟が必要との現実）③消滅時効の主張を阻止できる、と説明をうけました。

第 2 次提訴は約 60 世帯以上、百数十人で、そのうち相双の会の原告団は、23 世帯 70 人です。

7.17 提訴に伴う諸行動に参加ください

17 日（水）の提訴に合わせ、行動があります。どれだけ大勢がこの行動に参加するか、裁判所も東電も注目しますので、是非ご参加ください。

午後 1 時 15 分 第 2 次提訴 福島地裁いわき支部

2 時 記者会見

提訴報告集会 於 労働福祉会館 平字堂の前 22 番地

0246-24-2511

「相双の会」会報に 皆さまからご意見を寄せて下さい

是非ご投稿をいただき「声」として会報に載せたいと考えています。

どんなことでもいいです。日ごろ思っていることを打ち明けてください。匿名でもけっこうです。

どうかこの機会にみんなで話し合ってください。話し合った内容をご投稿頂ければ素晴らしいです。

連絡先 電話 090(2364)3613 メール kokubunpi-su@hotmail.co.jp (國分)